

公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社役員及び評議員の報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社定款第16条及び第32条の規定に基づき、評議員、理事及び監事の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、公益財団法人名古屋市民休暇村管理公社（以下「この法人」という。）を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。

(報酬の基準)

第3条 評議員及び非常勤役員には、評議員会又は理事会への出席等、必要の都度、報酬を支給する。ただし、名古屋市職員及び報酬の受け取りを辞退した者には、これを支給しない。

- 2 常勤理事には、月額報酬を支給するものとし、就任日の属する月から退任、辞任又は死亡の日の属する月まで支給する。ただし、就任日が月の途中である場合には、日割計算により支給する。
- 3 前2項の規程にかかわらず、この法人の職員を兼務する役員には、報酬を支給しない。

(報酬の額)

第4条 評議員の報酬の額は、1万3千円とし、定款第16条に定める各年度の総額の範囲内において支給する。

第5条 役員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、各年度の総額が1,250万円を超えない範囲内において支給する。

- (1) 常勤役員 別表に掲げる年間報酬限度額の範囲内において、理事会で定める額
- (2) 非常勤役員 1万3千円

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により支払うことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支払うものとする。

第7条 常勤理事の報酬の支給日は、毎月17日とする。ただし、その月の初日から当該支給日までの間に国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この条において「休日」という。)があるときは、当該給与期間内の18日とする。

2 前項に規定する支給日が休日、日曜日又は土曜日(以下「休日等」という。)であるときは、同項の規定にかかわらず、その日前のその日に最も近い休日等でない日(その月が1月、4月又は5月であるときは、その日後のその日に最も近い休日等でない日)を同項に規定する給料の支給日とする。ただし、当該支給日がその月の16日より前の日になるときは、当該支給日後の当該支給日に最も近い休日等でない日とする。

第8条 次の各号に該当する常勤理事には通勤手当を支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は、有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用し、その運賃、又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする場合(第3号に掲げる場合を除く。)

(2) 通勤のため自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。以下同じ。)その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする場合(次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用し、その運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする場合

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる場合 支給単位期間につき、理事長の定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が45,000

円を超えるときは、支給単位期間につき、1 箇月当たりの運賃等相当額と 45,000 円との差額の 2 分の 1 (その差額の 2 分の 1 が 5,000 円を超えるときは 5,000 円) を 45,000 円に加算した額 (以下この号において「調整した額」という。) に支給単位期間の月数を乗じて得た額 (その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 45,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、調整した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第 2 号に掲げる場合 自動車等による通勤最短往復距離 1 キロメートルにつき、次の算式により算出した額 (その額が 45,000 円を超えるときは、その額と 45,000 円との差額の 2 分の 1 (その差額の 2 分の 1 が 5,000 円を超えるときは、5,000 円) を 45,000 円に加算した額) なお、通勤当該車両のガソリン 1 リットル (ℓ) 当たりの走行キロメートル (km) 数は、10 キロメートルとする。

(算式)

$$\text{御岳休暇村におけるガソリン}1\ell\text{ 当たりの購入価格(円)} \times \frac{\text{通勤距離}}{10\text{ km}} \times 2 \times \text{通勤回数}$$

- (3) 前項第 3 号に掲げる場合 第 1 号に定める額及び第 2 号に定める額 (通勤のため自動車を使用することを常例とする者 (使用距離が片道 5 キロメートル未満である者に限る。) にあつては、2,000 円。以下この号において同じ。) を合算した額 (1 箇月当たりの運賃等相当額及び第 2 号に定める額の合計額が 45,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につきその額と 45,000 円との差額の 2 分の 1 (その差額の 2 分の 1 が 5,000 円を超えるときは、5,000 円) を 45,000 円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

3 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として理事長の定める期間 (自動車等に係る通勤手当にあつては、1 箇月) をいう。

4 通勤手当は、通勤のあった月の分をその翌月の報酬支給日に支給する

5 前各号に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

6 役員及び評議員が、この法人の職務のために旅行した場合は、当該旅行に必要な額を旅費として支給する。

(公表)

第9条 この法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第20条第2項に基づき、本規程を公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

(委任)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が定める

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 財団法人名古屋市民休暇村管理公社役員の報酬等支給規程は、施行日以降、廃止する。

附 則

この規程は、令和4年9月20日から施行する。

別表

対象	年間報酬限度額
理事長	6,492,000円
常務理事	5,796,000円